

(注) 本注釈は、厚生労働省の平成28年8月30日付け「ストレスチェック制度関係Q & A」の番号を示

Q19-6 本報告は、実施しなくても報告義務がある。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501				労働保険番号													
対象年		7:平成 → <input type="text"/> 年分			検査実施年月				7:平成 → <input type="text"/> 年			検査実施年月			7:平成 → <input type="text"/> 年		
事業の種類		事業場の名称															
事業場の所在地		郵便番号()															
事業場の所在地		電話															
検査を実施した者		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3: 外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士 				検査を受けた労働者数				<input type="text"/>		人					
面接指導を実施した医師		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。) 3: 外部委託先の医師 				面接指導を受けた労働者数				<input type="text"/>		人					
集団ごとの分析の実施の有無		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 検査結果の集団ごとの分析を行った 2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない 								<input type="text"/>		人					
産業医		氏名 所属医療機関の名称及び所在地															

Q0-13, Q18-1 パート、アルバイト等を含む。特に「ストレスチェックの実施義務」である50人以上の事業場人数には「派遣労働者数」を含む。

Q19-9 1年間に部署毎に分けて行った時 例示:100人を20人×5回した時、最終の100人分を行った年月日で、年1回のみの報告である。(定期健康診断報告は数回に分けてその都度提出できるものとは異なる。)

Q19-9 と同じ

Q19-10 3/4時間/週 等のパート、アルバイトは含むが、派遣労働者は含まず 例示:50人以上でなくて40人となる場合もある。

Q19-4 本社の産業医がここに入る。

Q19-11 派遣は含まず3/4時間/週 等のパート等は含む。

Q-19-11と同じ

(労働安全衛生法施行令5条)産業医選任の場合には、派遣労働者も含み50人以上で、選任義務がある。

産業医選任の50人以上と異なることも可。

Q19-2 外部委託している場合で、産業医が関与していない場合であっても、産業医の押印は必要である。

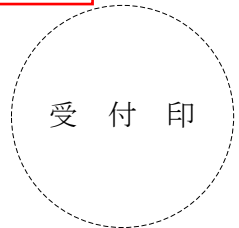
年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

折り曲げる場合は、()の所を谷に折り曲げること



様式第6号の2（第52条の21関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 6 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第1項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢2の「事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢3の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 9 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1名として数えて、記入すること。
- 10 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第3項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 11 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 12 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。